

教 育 委 員 会 会 議 録

開催日 令和6年1月30日

南 あ わ じ 市 教 育 委 員 会

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会

南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会 合同定例会会議録

1. 日 時 令和6年1月30日（火） 午後1時30分開会

2. 場 所 南あわじ市役所 第2別館 第5会議室

3. 会議次第

開 会 午後1時30分

開議宣告

会議録署名委員の指名 数田委員（南あわじ市） 青木委員（学校組合）

前回会議録の承認

議 事

協議及び報告事項

閉議宣告

閉 会 午後3時18分

4. 会議の出席者

《南あわじ市》

（教育長） 浅井 伸 行

（教育委員） 青木 京、数田 久美子、近藤 宰常、山本 真也

《学校組合》

（教育長） 浅井 伸 行

（教育委員） 狩野 時夫、青木 京、本條 滋人、山本 真也

5. 説明のため出席した者の職氏名

教育次長 福田 龍 八、教育次長補兼学校教育課長 上原 泉、

教育総務課長 秀 充 浩、社会教育課長 山家 光泰、

体育青少年課長 阿萬野 真 司、教育総務課係長 佐々木 友美、

教育総務課主任 大西 重三子

6. 会議に付した事件及びその結果

《南あわじ市》

議案第 1号 南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について

原案可決

議案第 2号 南あわじ市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程制定について

- 原案可決
議案第 3号 南あわじ市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程制定について
- 原案可決
議案第 4号 南あわじ市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について
- 原案可決
議案第 5号 南あわじ市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則制定について
- 原案可決
議案第 6号 南あわじ市スポーツ賞表彰規程の一部を改正する規程制定について
- 原案可決
議案第 7号 南あわじ市地区公民館長の任命について
- 原案可決

1. 開 会

午後1時30分

【浅井教育長】 定足数に達しておりますので、ただいまから南あわじ市教育委員会及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名

【浅井教育長】 まず、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員につきましては、会議規則第15条第2項の規定により、1名の委員を指名します。

南あわじ市教育委員会会議録署名委員につきましては青木委員にお願いいたします。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会会議録署名委員につきましては、本條委員にお願いいたします。

3. 前回会議録の承認

【浅井教育長】 次に、「前回の会議録の承認」に移ります。

教育委員会定例会の会議録と併せて、総合教育会議の会議録も事前に送付させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。何かお気づきの点はございませんでしたか。

【近藤委員】 (総合教育会議会議録の近藤委員の発言部分に指摘あり)

【本條委員】 (教育委員会会議録の本條委員の発言部分に指摘あり)

【浅井教育長】 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 ご意見がないようですので、前回教育委員会定例会会議録及び総合教育会議会議録については一部を修正した上で承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、前回の教育委員会定例会会議録及び総合教育会議会議録は一部を修正した上で承認することに決定しました。

4. 教育長報告

【浅井教育長】 次に、「教育長報告」をさせていただきます。

まず、はじめに（１）兵庫教育大学への教育長による防災教育の出前講座についてです。

1月22日（月）に兵庫教育大学にて大学院生を対象に90分の防災教育出前講座を行いました。年始めに能登半島の地震が発生したこともあり、受講生には熱心に聴講いただきました。学生たちが将来、教員として全国各地で防災教育を進める際の糧になればという思いであります。

次に、（２）人事についてです。先日、校長への人事ヒアリングが終わりました。全体的な意見として、分掌が埋まらないため加配を求める声が多かったということです。少子化による教員数の減少の影響が少なからずここに表れていると感じています。

また、新規採用教員と事務職員の面談も先日行われました。島外から来られる方もいらっしゃいました。早く南あわじ市内の学校に慣れて力を発揮していただきたいと思っております。

最後に、（３）20歳のつどいについてです。式典の中で恩師がビデオレターで登場した時の20歳を迎えた若者たちの声は何とも言えないものがあります。その様子を見ていますと、教員という仕事は、子どもたちの成長に非常に大きな影響を与える素晴らしい仕事だと感じました。この話を先日、校長会で披露し、校長先生には、ぜひ教員という職業の喜びについて皆に伝えてほしいと話をしました。ある中学校の校長からは、この話を学校の職員会議で教職員に伝えたところ、教員の表情が和らいでいったといういい話を聞かせてもらいました。

以上3点につきまして、ご意見等ございませんか。

【狩野委員】 20歳のつどいには私も参加させていただきました。当日は、20歳の人たちが玄関入口で男女関係なく和気あいあいと話していました。ところが、会場に入った途端、前の席は女性、後ろの席は男性と分かれて座っていました。私はこのことに少し違和感を持っておりました。多くの女性は着物姿で華やかですが、中には洋装の方もいらっしゃいます。男性も後ろの席でまとまって座っているのですが、中にはぽつんと皆から離れて座っている方もいらっしゃいます。何かいい座り方はないものかと私も考えておりました。これからは人口減少で式典に参加される方も少なくなってくるので、可動席を使わなくなることも考えられます。例えば、男女混合で地区別に座る場所をローテーションしていくとか、男女の席を入れ替えるとか、他の形を

考えてもいいのではないかと思います。今の時代、学校も企業も男女混合で並ぶようになってきておりますので、また検討していただけたらと思います。

【山家課長】 従来から、前は女性、後ろは男性という形をとっております。女性は着物姿の方が多く、式典後に記念写真を撮る関係上、なるべく移動距離を短くして負担のないようにということからこのようになっております。いただいたご意見は、次の実行委員会へもお伝えし、検討していきたいと思っております。

【浅井教育長】 他に何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 ないようですので「教育長報告」を終わらせていただきます。

5. 議 事

【浅井教育長】 次に「議事」に移ります。

「議事」につきましては、南あわじ市議案7件を審議いたします。

○南あわじ市教育委員会議案第1号

「南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第1号「南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【秀課長】 主な改正内容につきましては、現在の「体育青少年課」を「スポーツ青少年課」へ名称の変更を行うものです。近年、「体育」の概念が「スポーツ」の概念の中に含まれるようになり、国内のさまざまな組織や大会においても「体育」から「スポーツ」へ名称を変更する傾向があることから、本市においてもこの度改正を行うものです。なお、附則で令和6年4月1日を施行日としております。

以上で、提案理由のご説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 これにて質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第1号「南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第1号は、原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第2号

「南あわじ市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程制定について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第2号「南あわじ市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【秀課長】 この度、別表第2、教育総務課の表につきまして、教育委員会事務局組織規則の事務分掌との整合性が取れていない部分を改正いたします。また、同じく別表第2、体育青少年課の表につきまして、先ほど議案第1号でもご説明しましたとおり、「体育」を「スポーツ」に変更することに伴う改正を行うものです。なお、附則で令和6年4月1日を施行日としております。

以上で提案理由のご説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 これにて質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第2号「南あわじ市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第2号は、原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第3号

「南あわじ市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程制定について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第3号「南あわじ市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【秀課長】 本規程の改正についても議案第1号と同じく、「体育青少年課」を「スポーツ青少年課」に改め、それに伴い文書の記号を改正するものです。なお、附則で令和6年4月1日を施行日としております。

以上で、提案理由のご説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 これにて質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第3号「南あわじ市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第3号は、原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第4号

「南あわじ市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第4号「南あわじ市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【上原次長補】 余剰な授業時数を軽減し児童生徒の負担軽減と休息の確保を図ること、新学年の準備等でより多忙となる教職員の業務負担軽減を目的に、春季休業日の終了日を「4月6日」から「4月7日」へ改めます。

また、教職員が心身のリフレッシュを図るための計画的な休暇取得を促進するため、県費負担教職員の年次休暇と夏季における特別休暇の処理は、連続する7日以上についても校長承認とする改正を行います。

なお、附則でこの規則の施行日を令和6年4月1日と定めております。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 これにて質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第4号「南あわじ市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第4号は、原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第5号

「南あわじ市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則制定について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第5号「南あわじ市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【上原次長補】 第4号議案の改正に伴い、幼稚園の春季休業日についても併せて改正を行うものです。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 これにて質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第5号「南あわじ市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第5号は、原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第6号

「南あわじ市スポーツ賞表彰規程の一部を改正する規程制定について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第6号「南あわじ市スポーツ賞表彰規程の一部を改正する規程制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【阿萬野課長】 議案第1号から議案第3号までの説明にもありましたとおり、「スポーツ」という言葉が「体育」を含む大きな意味に置き換わってきた流れの中で、「南あわじ市体育協会」が昨年5月21日から「南あわじ市スポーツ協会」に名称変更されました。このことから、本規程中の「体育」を「スポーツ」に改めるものです。なお、附則でこの規則の施行日を令和6年4月1日と定めております。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 これでは質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第6号「南あわじ市スポーツ賞表彰規程の一部を改正する規程制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第6号は、原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第7号

「南あわじ市地区公民館長の任命について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第7号「南あわじ市地区公民館長の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【山家課長】 南あわじ市内には、社会教育法第21条の規定に基づき、21館の地区公民館を設置しており、地区公民館長の任用は年度ごとに行われておりますが、このたび、阿那賀地区公民館長の橋本里美様から辞職願が提出されたことを受け、後任として2月1日より堀綾子様を新たに任命するものです。なお、堀様の任期は前任者の残任期間となることから、令和7年3月31日までとなっております。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 これですべての質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第7号「南あわじ市地区公民館長の任命について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第7号は、原案のとおり決定されました。

6. 協議及び報告事項

【浅井教育長】 続いて、協議及び報告事項に移りたいと思います。

協議及び報告事項につきましては、お手元に資料を配布しております。

(1) 令和6年度教育方針について

【浅井教育長】 はじめに、「(1) 令和6年度教育方針について」、事務局より説明をお願いします。

【秀課長】 「令和6年度南あわじ市の教育方針(案)」についてご説明いたします。

令和6年度教育方針につきましては、第3期南あわじ市教育振興基本計画(令和2年度から令和6年度)に基づいて作成されるものであり、令和6年度も引き続き「学ぶ楽しさ日本一 ～夢と志を持ち、ふるさと南あわじの未来を創る人づくり～」をテーマといたします。

紙面の構成は、令和5年度を引き継いだものとなっており、各ページ見開きで、基

本方針1から3までの取り組みをそれぞれ掲載しております。

基本方針1の体系表をご覧ください。この中の「基本的方向」「重点目標」の各項目については、第3期の教育振興基本計画で掲げられているものですので変更はいたしません。一番右側の「主な取組」につきましては、令和6年度の内容に変更しております。赤の星印については、教育振興基本計画で示されている特色ある取組となっておりますので変更はありませんが、赤丸印につきましては、令和6年度の重点目標としております。また、令和5年度から変更になった部分を赤字で示しております。

まず、基本方針1の中での主な変更点は、体系表の「(1) 確かな学力の育成」の「ア学力向上の推進」の「③ふるさとを創造する児童生徒育成プロジェクト」です。こちらは「コアカリキュラム」から名称を変更したものですが、取組内容に変更はございません。

基本方針2の中での主な変更点は、体系表の「(4) 家庭と地域による学校と連携した教育の推進」の「イ地域の教育力の向上」の中に、令和5年度教育方針には、「① 放課後児童健全育成事業」と「②放課後子ども教室事業・サマースクール事業」が挙げられておりますが、これらを、基本方針3の体系表の「(1) 主体的に生きるための学びと場の充実」の「ア学びの充実」の「①アフタースクール事業」の中にも含めるものとし、個別での表示を削除しました。アフタースクール事業は5ページの基本方針3で挙げられておりますが、その中で、放課後健全育成事業や放課後子ども教室事業についても説明しております。

基本方針3の中での主な変更点は、体系表の「(1) 主体的に生きるための学びと場の充実」の「ア学びの充実」の「③図書館事業の振興と充実」と「④公民館活動の振興と充実」の追加です。令和6年度から、中央公民館が市地区公民館となり、中央公民館図書室も市立図書館三原分館となります。公民館及び図書館の組織改編が行われる中、それぞれの活動の充実を進めるため、この度主な取組に追加いたしました。

以上でご説明とさせていただきます。

委員のみなさまのご意見をいただき、修正を加え、来月の教育委員会定例会で最終案をお示しさせていただきたく思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

【浅井教育長】 説明が終わりました。

この件について、ご質問、ご意見等ございませんか。

【青木委員】 令和5年度の教育方針と比較してみると、より取組事業が具体的に、現実に沿った形になったように思います。

裏表紙に「テーマ」として「学ぶ楽しさ日本一」と書かれていますが、市長が、「学ぶ楽しさ日本一はテーマではなく目標なのだ」とおっしゃられていたように思います。

このリーフレットが各学校の先生まで浸透し、それぞれのお仕事に活かされることを期待しています。

【數田委員】 アフタースクール事業に関してですが、アフタースクールが開設されていない地区で学童保育を利用している子どもたちの不満を聞くことがあります。部屋に閉じ込められているだけだという子どももいます。アフタースクールはこれから開設地区を広めていくところだと思いますが、学童保育での子どもたちの過ごし方も検討していただけたらと思います。また、スペースの広さや人材確保の課題も引き続き対応していただければと思います。

コミュニケーション能力についての記載されている取組を探してはいたのですが、特に取り上げられていないようです。現在の子どもたちは、一緒に同じ空間で遊んでいるようでも、それぞれがゲームに熱中しているような状況が見られます。また、不登校の子どもたちの中には、コミュニケーション能力が育っていない子が多いように感じます。学校ではグループでの話し合いや、自分の意見を発表するような授業形態も増えてきていますが、発言する子はよく発言するけれど、そうでない子は発表を任せてしまっている様子も見られます。自分の意見は言うけれど、人の意見は受け入れないという子もいます。本当の意味でのコミュニケーション能力の育成が必要なのではないかと思います。そういう取組を入れていただければと思います。

【阿萬野課長】 アフタースクール、学童保育につきましては、スペースの広さは課題となっております。空き教室を使えるように、学校とも交渉を行っております。また、学童保育の拠点とアフタースクールの拠点を分けて開設することができないかについても検討しております。

【浅井教育長】 もっと学校を開放していけたらと思いますが、学校側は、学校が使える教室が少なくなったり、施設を壊されたり、というところを懸念しているようで、なかなか進まないのが現状です。

【上原次長補】 コミュニケーション能力の育成については、「ふるさとを創造する児童生徒育成プロジェクト」において、「3つの資質・能力」を挙げていますが、その中で特に「互いの弱みを認め合い、チームとして高め合う力」がまさにコアカリキュラムとして位置付けた根本です。コミュニケーション能力は子どもたちにつけさせたい力であると認識しております。また、「スクールチャレンジ事業」では、学び合いや授業改善など、各学校での課題解決に取り組んでおり、コミュニケーション能力の育成にも寄与しています。

【浅井教育長】 コミュニケーション能力は、人と関わる中で一番根本となる能力です。教育方針の取組の中には「コミュニケーション能力」という記載は出てきていませんが、ほぼすべての取組を通して、培われていくものだと認識しております。

【近藤委員】 「デジタル・シティズンシップ教育」という言葉が新たに出てきております。従来の「情報モラル教育」では「～してはいけない」というイメージだと思いますが、「デジタル・シティズンシップ教育」は「～すべきです」ということになるかと思えます。この教育について、具体的に、小学校や中学校でどの教科でどの活動でどのように指導するのか、リーダーになる先生方の研修はどのように行っているのか、などを教えていただければと思います。

【上原次長補】 先日、各校からICT担当教職員が集まる会議がありました。その中で、校務支援システムだけではなく、タブレットを活用した指導について話し合うチームがあります。そのうえで、ICT推進委員会において、代表の校長教頭と教職員で指導の進め方などを協議します。今年度は、授業でのタブレットの効果的な活用を日々進めています。また、自分たちが市民としてICT機器をとどのように関わっていくかなど、活用の仕方についてコアカリキュラムでも設定されております。各学年の発達段階の中で、体系的に情報活用能力の育成を指導できるよう、日々カリキュラムの更新を行っているところです。

【近藤委員】 何か新しいことを覚えたりしたりしなければならぬと思うと負担を感じることもあるかと思いますが、従来の情報モラル教育だけでは足りない部分を補い、楽しく活用して、将来立派な市民になれるように、という明るい展望で先生方も進めていただければと思います。

次に、「いじめ防止・解消」についてですが、「困った時に助けを求める態度の育成」という言葉が出てきております。これは「SOSのサインを上手に出せるようになる」という意味だと思うのですが、何か他にわかりやすい言い方がないものかと思えます。

【上原次長補】 文科省からは「援助希求的態度の育成」と表現されていたところを、よりわかりやすく表現するために悩んだ部分です。

【近藤委員】 「態度の育成」と聞くと長い時間をかけて育てていくようなイメージがありますが、「SOSのサインが出せる」と聞くと、いつでも助けを呼べるといった緊急性も含まれると思いますので、なにかよりいい表現方法はないものかと思えます。

次に、数田委員からコミュニケーション能力の育成のお話がありましたが、「読解力の向上、読書習慣づくり」の中で、「各教科等における言語活動の充実を図る」とあります。日頃の授業の中で、学び合いや小集団での活動などが十分できている先生と改善の余地がある先生がいらっしゃいます。OJTで先生方も子どもたちも日々の授業の中で基礎を培っていただきたいと思えます。読書の時間だけでなく「各教科等にお

ける」という文言を加えた重みを感じています。

【山本委員】 ICTの活用についてですが、年々、子どもたちも先生方もレベルアップしていただきたいと思います。タブレットの活用にあたって、クラスで誰も取り残されることのないように、進め方に気を配っていただきたいと思います。低学年でタブレットを使つての授業で取り残されると、中学校でも影響が出るかもしれません。また活用能力が伸びていく中で、使いこなせていない子どもたちへの配慮をお願いいたします。

次に、防災ジュニアリーダーについてです。今年は元日から能登半島で地震が発生し、防災について改めて考えさせられることになりました。学校においても、防災への意識づけをしていただきたいと思います。

次に、学校部活動の地域連携・移行についてですが、今後部活動の形が合同部活動への移行など、変化していく時があると思います。今の段階から、将来的に各学校と一緒に活動する意識を持っていただけたらと思います。学校でもそのような意識づけを機会をとらえて生徒たちに行っていただきたいと思います。

次に、「学ぶ楽しさ日本一」でめざす8つの楽しさの中に「ふるさとをよりよく知る楽しさ」があります。淡路島は観光地として人気が高いですが、淡路島で育った子どもたちは、将来都会に出て住みたいと思っている子どもも多いようです。教育委員会でもできることも限られてくるかもしれませんが、市議会も巻き込んで、子どもたちが自分の生まれた土地に住んで活躍できる環境づくりに取り組んでいただければと思っています。

【上原次長補】 子どもたちが一旦島外へ出たとしても、将来帰ってきたいと思える価値を見出せるような取組ということで、「ふるさとを創造する児童生徒育成プロジェクト」において、淡路人形浄瑠璃、防災などを通し、地域を知って学習の切り口にしていく探求の授業をこれからも進めていきたいと思っています。

【浅井教育長】 タブレット活用についてですが、タブレットですべての授業をすることはあり得ないと個人的には思っています。タブレットのいい面もありますし、タブレットを活用したことでアナログのいい面が見えてきたということもあります。また、山本委員から、誰も取り残さないタブレットの活用についてお話がありましたが、これはタブレット以外のどの授業にも言えることだと思います。

防災教育についてですが、能登半島の地震を受けて、今、中学校を中心に募金活動が始まっています。その他何ができるかを子どもたちが話し合いをしています。その一環として、沼島中学校を中心に、夏休みに石川県でボランティアができないかという話が出てきています。その資金として、丸川プロジェクトを活用できたらと考えています。また、募金は直接南あわじ市の子どもたちから石川県の子どもたちに渡し、その後毎年実施している東北ジュニアリーダー研修へ行くことも検討中です。

部活動の地域連携・移行ですが、合同部活動は人間関係を構築するいい機会になるかと思えます。

「ふるさとをよりよく知る楽しさ」については、ふるさとを知ったうえで、自分たちが故郷に対して何ができるかという社会的な貢献につなげていくことが大切だと考えています。

【本條委員】 南あわじ市の教育方針はいつも参考に見させてもらっています。「ふるさとを創造する児童生徒育成プロジェクト」は、淡路人形浄瑠璃を題材にしながら段階的な教育を進め、ふるさとを誇りに思う心を育てていると思っています。また、南海トラフ地震を意識した防災ジュニアリーダーの育成を毎年実施されています。本年元日に発生した能登半島地震は、東北や阪神淡路の地震とはまた違った影響が出ています。主要な道路の寸断により、ボランティアが現地に行くことができない、水が出ないといった状態があります。そのような中、避難所では、中学生が水くみなどで活躍しているそうです。自らできることを考え動いていると聞いています。南海トラフ地震については、淡路全体で考えていかなければならないと認識しています。

中学校部活動の地域連携・移行ですが、「部活動地域移行」は、教職員のモチベーションが非常に下がっています。以前は、教職員が中学校で部活動を指導することは当然だという思いでおりました。私は大学生から卓球を始めましたが、将来、中学校部活動で指導できたらという目的もありました。しかし、今は、免許を取らなくてもいい、部活を指導しなくていいということで、かなりモチベーションが下がっています。その対応として、地域移行ではなく地域協働で進めていきませんか、ということを中学校長へ呼びかけています。南あわじ市でも、「地域移行」から「地域連携・移行」へ変更されており、いいことだと思いました。

あと、「滞在型図書館の推進」について、具体的に教えていただけますか。

【山家課長】 利用者への資料提供に重きを置いた従来の貸出型図書館とは異なり、貸出だけでなく、管内の閲覧、学習、催し物への参加、子どもへの読み聞かせなど、多様な目的を持った利用者が一日中そこで滞在できる居心地がいい図書館のことを言います。

【浅井教育長】 居心地がいい空間を提供し、利用者にとって利便性を高めた図書館のことになります。

【本條委員】 最後に、昨日、学校運営協議会の研修会があったのですが、南あわじ市の事務局からも参加いただいております。南あわじ市のコミュニティスクールの状況はいかがですか。

【阿萬野課長】 本市ではコミュニティスクールは、まだ始まったばかりで、これからモデル校を選定して導入していこうという段階です。

【浅井教育長】 本條委員からお話のあった南海トラフ地震についてですが、実際に発生した時、淡路島でも被災される方が多いと予想されます。その時皆が支援される側に回ると成り立たない。小学生であっても支援される側に立つことが大事だと考えています。ですから、市の総合防災訓練では、小学生も中学生も、災害が起きたときに何ができるかを考え実施する訓練をしています。これらの取組を積み重ねながら、自分たちができることを考えて実行に移せるように、防災教育を進めています。

部活動の地域移行は、地域によって取組は千差万別です。子どもたちの選択の幅を狭めないために一番いい方法が最優先されるべきと思っています。それに沿った取組をやっていききたいと思っています。地域移行ありきではないので無理のないよう進めていききたいと思います。

【狩野委員】 「家庭の教育力の向上」の主な取組には、「学力向上リーフレットの配布」のひとつしかありません。家庭教育に踏み込みにくい部分はあるかと思いますが、PTAでの研修を充実させることはできないだろうかと思いました。

「不登校児童生徒への支援の充実」についてですが、先日NHKの「不登校30万人」という番組を見ました。子どもたちの「学校が楽しくない」という声がありました。その後、海外や民間の不登校への取組が紹介されていましたが、公教育が曲がり角へきているのではないかという意見がありました。一斉授業が以前より難しくなってきたおり、子ども主体の授業を組み立てていかなければならない中で、学校が変わっていかなければならないということが言われていました。南あわじ市は県や国と比較すると不登校児童生徒は少ないですが、ないわけではありません。学ぶ楽しさ支援センターをどんどん活用して取組を充実させていただきたいと思います。また、「学ぶ楽しさ日本一」を掲げて来年度で5年目を迎えます。学校が楽しいと思える子どもたちが増えるよう私たちも頑張らないといけなないと思いました。

【上原次長補】 「家庭教育の向上」については、子育てゆめるん課で、子育てノートを活用した家庭と幼稚園、こども園とのやりとりが進んでいます。また、PTA活動も推進していききたいところですが、活発な活動が難しいという現状があります。

不登校については、学ぶ楽しさ支援センターの十分な活用と、兵庫県から示された校内サポートルームの設置について検討していきますが、支援センターの中に開設された「ゆくりば」で自立支援のしくみを構築し、学校、家庭、親の会への支援により、主体的に自立に向けて学びをどこに求めていくか独自に展開しております。今後も引き続き進めていききたいと思います。不登校の未然防止のため、「学びは楽しい」と思える学校づくりをめざして、学校の現状を分析し課題をとらえ取り組んでいききたいと考

えております。

【浅井教育長】 第3期南あわじ市教育振興基本計画の「学ぶ楽しさ日本一」は第4期へも引き継ぐことも考えられます。今後検討していきたいと思っております。

「家庭の教育力」については、家庭での教育力が低下しているという現状がありますが、ここに力を入れれば入れるほど学校は疲弊していきます。子どもたちだけにスポットを当てると、家庭で足りないところは学校で補うという議論になりますが、それによって先生方のやる事がどんどん増え、学校としての機能がうまく作用しなくなるのではないかと思います。

不登校について、公教育としてどうあるべきかというところですが、学校が変わらなければならないという面と、制度上の限界という面もあると思っております。文科省によって制度の枠にはめられた中で、学校が不登校の子どもたちに寄り添えば寄り添うほど、枠組みから外れることとなります。制度上の限界を放置したまま、不登校の子どもたちに対応するように学校が求められているのは非常に酷な状況であると感じております。子どもたちのことを考えれば、様々な受け皿があり、選択肢がたくさんあればいいと思っておりますが、学校は本来何をすべきかを考えると厳しい状況であると思っております。

【浅井教育長】 他に何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(2) 令和5年度卒業式について

(3) 令和5年度卒業式告辞について

【上原次長補】 「令和5年度卒業式日程及び教育委員会出席者」をご覧ください。教育委員の皆さまにつきましては、出席の配分をさせていただいております。今年度は市議会議員及び来賓対象者につきましては、従来どおり学校で判断することを校長会で決定しております。告辞につきましては、告示案を添付しておりますのでご確認ください。本来は、教育委員の皆さまに壇上にて読み上げていただくところですが、昨年度と同様、掲示のみとさせていただきますのでご理解いただきますようお願いいたします。また、告辞の内容につきまして何かご意見がございましたらお願いいたします。

【浅井教育長】 説明が終わりました。

「告辞」という名称は昔から変わっていないが、変更することはできないのだろうか。

【上原次長補】 規則を確認してみます。

【浅井教育長】 この件について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(4) 当面の行事予定及び教育委員会後援名義使用許可の報告について

【浅井教育長】 次に、「当面の行事予定」、「教育委員会後援名義使用許可状況」については、資料をご覧おきます。

7. その他

【浅井教育長】 次に「その他」に移らせていただきます。
何かございませんか。

○今後の教育委員会定例会の日程調整について

【秀課長】 4月の教育委員会定例会については、4月30日(火)午前10時00分から第2別館第5会議室で開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

また、来年度の淡路地区教育委員等の研修会の日程をお配りしております。日程が近づいたら改めてご案内させていただきますが、ご予約くださいますようお願いいたします。

○不登校の親の会について

【數田委員】 不登校の支援に関連してですが、親の会を毎月第3日曜日に南あわじ市旧緑庁舎と淡路市と交互に開催しています。多いときは20人近く集まります。保護者の本音を聞いていただきたいという思いを皆さんお持ちなので、ぜひ学校の先生方にご参加いただきたいと思います。

【本條教育長】 本日、校長会があり、その中でNPO法人ソーシャルデザインセンター淡路のお話をさせていただきました。学ぶ楽しさ支援センターへは洲本市民は利用しにくいのですが、拠点の神代では受け入れ可能と聞いております。

洲本市でも本町商店街の米田家で2月15日から第3の居場所が開設されます。米

田家は最初、子ども食堂から始まり、図書館の開設を経て、様々な課題を抱える子どもたちの居場所としてオープンします。午後4時からの受け入れということですので、ご紹介させていただきます。

【浅井教育長】 他になにかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 ないようですので、これでその他を終了します。

7. 閉 会

【浅井教育長】 以上で本日の定例会の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、南あわじ市教育委員会、及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を閉会します。

午後3時18分